

佐賀県告示第 29 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和 6 年 2 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 (1) 廃止年月日 令和 5 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人有田町社会福祉協議会
所在地 西松浦郡有田町南原甲 664 番地 4
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 デイサービスセンター「くつろぎ」
所在地 西松浦郡有田町立部乙 2462 番地 4
サービスの種類 通所介護及び介護予防通所介護
- 2 (1) 廃止年月日 令和 5 年 3 月 31 日
 - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 株式会社メディケア
所在地 福岡県福岡市中央区薬院三丁目 3 番 5 号 5 階
 - (3) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 メディケア基山訪問看護リハビリステーション
所在地 三養基郡基山町大字宮浦 186 番地 65
きやまクリニックモール A—3
サービスの種類 訪問看護